

指定給水装置工事事業者の職務

1 主任技術者の選任及び解任とその届出

事業所ごとに1名以上の主任技術者が必要。

① 選任

- ・指定を受けた日から2週間以内に主任技術者を選任し、選任届出書を提出すること。
- ・主任技術者の追加の選任があった場合も遅滞なく水道事業者に選任届出書を提出すること。

② 解任

ア 解任後、事業所に一人も主任技術者がいなくなる場合

＜例＞解任前1名→解任1名→解任後0名

- ・この場合は2週間以内に主任技術者を選任し、解任届出書及び選任届出書を提出すること。
- ・工事施工中の場合は、工事を中断し、新たな主任技術者の選任届を提出してから再開となる。

イ 解任後も事業所に他の主任技術者が残る場合

＜例＞解任前2名→解任1名→解任後1名

- ・この場合も遅滞なく水道事業者に解任届出書を提出すること。

●届出書類

- ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（規則様式第3）
 - ・給水装置工事主任技術者免状のコピー（選任の場合のみ）
- ＜法第25条の4並びに規則第21条及び第22条＞

2 指定事項変更の届出

次に掲げる事項に変更があった場合、当該変更のあった日から30日以内に変更届出書を水道事業者に提出すること。

- ① 事業者の氏名又は名称
- ② 事業者の住所
- ③ 事業所の名称及び所在地
- ④ 代表者の氏名
- ⑤ 役員の氏名（法人の場合のみ）
- ⑥ 主任技術者の氏名又は免状の交付番号

●届出書類

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（規則様式第10）
 - ・添付書類（登記事項証明書、定款のコピー、誓約書（規則様式第2）、住民票など）
- ＜法第25条の7及び規則第34条＞

3 事業の廃止等の届出

今後、事業を廃止または休止した場合は30日以内に廃止届出書または休止届出書を水道事業者に提出すること。

また、事業を再開したときは10日以内に再開届出書を水道事業者に提出すること。

●届出書類

- ・指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（規則様式第11）
- ・指定証書

<法第25条の7及び規則第35条>

4 指定事業者の事業の運営に関する基準

厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めること。

- ① 給水装置工事ごとに選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して責任者を指名すること。
- ② 道路上は適切な作業を行うことができる技能者を従事又は監督させること。
(配水管から分岐工事及び配水管の取り付け部からメーターまでの配管工事を行う場合、当該配水管及びその他の地下埋設物に変形、破損、その他の異常を生じさせないこと。)
- ③ 水道事業者から承認を受けた工法等の給水装置工事を行うこと。
- ④ 主任技術者及び従事者に研修の機会を与えること。
- ⑤ 禁止行為
 - ア 規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水装置工事に適さない機械器具を使用すること。
- ⑥ 主任技術者に次に掲げる事項を記録させ、指定事業者は当該記録を3年間保存すること。

記録事項

- ア 施主の氏名又は名称
- イ 施行の場所
- ウ 施行完了年月日
- エ 主任技術者の氏名
- オ 竣工図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認方法及び結果

<法第25条の8及び規則第36条>

5 事前協議

当該工事が次に掲げる事項に該当するときは、事前に協議を行い、その承認を受けてから給水工事を施行すること。

- ① 貯水槽方式により給水する工事
 - ア 病院などの災害時、事故時等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要なとき
 - イ 一次的に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるとき
 - ウ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするとき
 - エ 主な使用器具が性能基準適合品以外の器具であるとき
 - オ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるとき
 - カ その他直結方式、直結増圧方式の条件に該当しないとき
- ② 直結増圧方式により給水する工事
- ③ 3階建て以上5階建て以下の建物で直結直圧方式により給水する工事

- ④ 口径30ミリメートル以上の給水主管の布設を伴う工事
- ⑤ メーターの口径が30ミリメートル以上の工事（建物内改造、支栓増設等も含む。）
- ⑥ 都市計画法第32条・43条及び堺市開発行為等の手続に関する条例第7条にかかるもの
- ⑦ その他事前協議を必要とする工事

<施行規程第2条第2項>

6 設計審査

設計審査に係る申込書に設計図を添えて水道事業者に提出すること。

<条例第12条第3項及び事業者規程第8条>

7 工事検査

工事検査を受けるために竣工後、直ちに水道事業者に検査の申込みをすること。

また給水装置の構造及び材質の基準に適合しなかったときは、指定された期間内に是正し、改めて工事検査を受けること。

<条例第12条第3項及び事業者規程第9条>

8 主任技術者の立会い

水道事業者が給水装置の検査を行うときは、給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該給水工事を施行した主任技術者を検査に立ち合わせることができる。

<法25条の9>

9 報告又は資料の提出

水道事業者は指定事業者に対し、施行した給水装置工事に関する必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

<法第25条の10>

給水装置工事主任技術者の職務

1 給水装置工事に関する技術上の管理について

- ① 給水装置工事の事前調査の実施
- ② 給水装置工事の計画
- ③ 事前の調整
- ④ 給水装置の材料及び機材の選定
- ⑤ 工事方法の決定
- ⑥ 施行計画の立案
- ⑦ 必要な機械器具の手配
- ⑧ 施行管理及び工程ごとの仕上がり検査

2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督について

- ① 工事に従事する者の技能に応じた役割分担の指示
- ② 分担させた従事者に対する品質目標
- ③ 工期その他施行管理上の目標に適合した工事の実施

3 給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条の基準に適合していることの確認について

- ① 構造・材質基準に適合する材料の選定
- ② 現場の状況に応じた給水装置の材料の選定
- ③ 侵食防止のための措置
- ④ 逆流防止のための弁類の設置等による構造
- ⑤ 材質基準に適合する給水装置のシステムの計画及び施行
- ⑥ 工程ごとの品質管理による構造・材質基準の適合性の確保
- ⑦ 竣工検査による構造・材質基準の適合性の確保

(自己認証及び第三者認証)

<法25条の4第3項>

4 給水装置工事に関し、水道事業者と次に掲げる事項の連絡又は調整を行うこと。

- ① 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- ② 当該工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- ③ 給水装置工事を完了した旨の連絡

<規則第23条>

5 給水装置工事に従事する者は主任技術者がその職務として行う指導に従うこと。

- ① 主任技術者がその職責を十分に発揮できるようにするため、職務上行う従事者に対する指導に実効性を持たせることが大切である。
- ② 主任技術者が従事者の技術力向上のために研修を行うことが望ましい。

<法第25条の4第4項>

指定給水装置工事事業者の指定の取消し

次に掲げるいずれかに該当するときは指定を取り消されることがあります。

- 1 不正の手段により指定を受けたとき。
- 2 次に掲げる事項に該当するとき。
 - ① 主任技術者が欠けるに至ったとき。
 - ② 厚生労働省令で定める機械器具が欠けるに至ったとき。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
 - ③ 次の欠格条件に該当するとき。
 - ア 心身の故障により給水装置工事事業者を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
 - エ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消されその日から2年を経過しないもの
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの。
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- 3 指定事項の変更及び事業の廃止・休止・再開等があった場合に、規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 規定する給水装置工事事業者の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事事業者の運営をすることができないと認められるとき。
- 5 次に掲げる事項の規定に違反したとき。
 - ① 指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに主任技術者を選任すること。
 - ② 選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に、新たに主任技術者を選任すること。
 - ③ 主任技術者を選任し、又は解任したときは、法施行規則に定める様式第3による届出書により、遅滞なく、その旨を水道事業者に提出すること。
 - ④ 指定工事事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにすること。

ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

- 6 水道事業者が給水装置の検査を行うとき、当該給水装置工事を施行した指定工事事業者の主任技術者の立会いの求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 7 施行した給水装置工事に関する必要な報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 8 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
〈法第25条の11〉

指定給水装置工事事業者の業務停止等

1 指定の効力の停止等

水道事業者は指定の取消しに該当する場合において、指定工事事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、別に定める基準により指定の取消しに代えて、12月を超えない期間を定め指定の効力を停止し、又は戒告することができる。

2 指定の取消し等による損害

指定の取消し等の処分により、当該指定工事事業者に損害を生じることがあっても、上下水道局にその責任はない。

〈事業者規程第4条及び第6条〉

〈参考文献〉

- ・「水道法改正の解説」（著者 厚生省水道環境部水道法研究会）
- ・「解説 給水装置の構造及び材質の基準」本編・参考編（発行 公益財団法人給水工事技術振興財団）

〈関係法規〉

- ・法 : 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・規則 : 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- ・条例 : 堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13条）
- ・施行規程 : 堺市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道事業所管理規程第6号）
- ・事業者規程 : 堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）